

公益社団法人 大阪府鍼灸師会
令和4年度（第59回）定時会員総会 議事録

日 時 令和4年5月29日（日） 14時30分～15時30分
場 所 マイドームおおさか 8階 第1・第2会議室
司 会 副会長 南 治成
議事録作成人 理事 廣橋 久美子
出席理事 得本誠 富永礼子 南治成 堀口正剛 久保俊仁 北川肇
荒木善行 柴山忠宏 永澤至子 吉村春生 清藤直人 三宅なつえ
喜多伸治 森下輝弘 廣橋久美子（順不同）
欠席理事 丹波徹二
出席監事 浜田暁 浅井和俊

総会資料の修正箇所確認。物故会員は3/31までに報告のあったもののみを資料に記載。以降の記載は来年度である旨を伝える。

物故者への黙祷

堺地域	高石宮子先生	（令和3年6月23日没 享年93歳）
河南地域	北野秋子先生	（令和3年11月14日没 享年96歳）
堺地域	福田アサエ先生	（令和3年12月23日没 享年96歳）
東大阪地域	川上一枝先生	（令和4年1月8日没 享年94歳）
豊中地域	奥田功先生	（令和4年3月9日没 享年79歳）

1.開会の辞 副会長 富永 礼子

只今より令和4年度第59回公益社団法人大阪府鍼灸師会定時会員総会を開催致します。

2.会長挨拶 会長 得本 誠

感染力が弱くなったコロナウイルスですが、未だ感染者は増加するという予測もある。来年度近畿ブロックで日本鍼灸師会全国大会を引き受けることとなり、大阪が立候補をすることになった。自身はあと一年で引退予定にしており、1年必死に動いていこうとしているが、若い先生方の理事への就任も望んでいる。今日は最後までよろしく願います。

3.生涯研修制度認定顕彰者

生涯研修修了書、中川欣久殿。あなたは令和3年度大阪府鍼灸師会生涯研修制度に参加され、東洋医学の知識と技術の研鑽に努められましたのでここに賞状を授与します。

4.顧問紹介

5.議長団選出

会場より司会者一任の声あり司会者より指名

議長に中央地域 中川先生、副議長に河北地域 中谷先生

議長団登壇 挨拶

定足数の確認

会員総数 486 名、出席者数 32 名、委任状数 132 名
議決権行使者数 112 名、出席者総数 276 名

過半数を満たしておりここに本総会成立を宣言致します。

7.議事録署名人

得本会長 中川議長

議長：異議はございませんか

議場：異議なし

8.報告事項

■令和3年度事業報告の件

議長：令和3年度事業報告の件 久保理事お願い致します。

久保理事：（総会資料 P.6）

(1)運営方針の確認

(2)各事業報告

久保理事：総会資料6～14頁に令和3年度事業報告の記載があります。

議長：令和3年度事業報告の件でご質問のある方は挙手をお願い致します。

議場：特になし

■令和4年度事業報告の件

議長：令和4年度事業計画及び予算の件 運営方針を久保理事お願い致します。

久保理事：令和4年度事業報告（総会資料 P. 16）

(1)運営方針

運営方針の4つ目（下線部）に昨年度からの変更あり

1. 公益社団法人としての質の向上

1. 府民への鍼灸の普及啓発事業の充実

1. 研修事業の充実

1. 組織の強化と財務基盤の確立

1. 鍼灸関連制度改革の推進

(2)各事業計画

久保理事：各事業計画についての資料訂正

（資料 P.17）〔公2〕介護予防鍼灸師講習会及びスポーツ系講習会は別日程で開催

→「介護予防講習会鍼灸師及び」を削除

その他事業計画については資料の一読をお願いします。

(3)予算

議長：続きまして予算について北川理事お願い致します。

北川理事：（資料 P.21～24）

令和4年度収支予算書、経営収益計と経常費用計の数字の確認。赤字予算となっている。公益法人として収支相償、公益目的事業比率は問題ありません。

議長：令和4年度事業計画及び予算についてご意見ある方は挙手をお願い致します。

池邊先生：現状を見ると会員不足による赤字が予測されるが補填はどうするのか？

南副会長：本会の事業で各委員会の予算消化を積算していくと、実際に活動を削ることが多い。赤字体質を決して軽視しているわけではなく大きな課題であり、常に議

論をしている内容である。後ほど詳細について対処します。
議長：他に質問がないようなので決議事項に移りたいと思います。

9. 決議事項

第1号議案 令和3年度 決算報告及び監査報告の件

議長：決算報告に関しまして北川理事お願い致します。

北川理事：(資料 P.25～31)

令和3年度の収支に関して公益法人の財務3基準「収支相償・公益目的事業比率・遊休財産学保有制度」について、いずれについても問題はありません。

議長：決算報告に関してのご意見あるかたはいらっしゃいませんか。

ないようですので続いて、監査報告についてお願いします。

浜田監事：浅井監事と2名でこの1年の監査を行いました。

いずれも法令・定款に則っており、適正に処置されておりました。(資料 P.32)

議長：改めまして、第1号議案決算報告と監査報告について質問はありませんか。

ないようなので、ご承認いただける先生は挙手をお願いします。

賛成多数で承認されました。

質問事項

久保理事：質問事項3点が届いております。

1. 泉大津 池邊先生より

・年代別会員数を示してほしい

久保理事：年代別を一覧にした表を作成し、配布。

フロアの池邊先生より追加質問あり

池邊：今回の財務諸表を見て本会を運用するために必要な適正会員数は何名ですか。

また、会員数の減少傾向についてどう考えているのか。5年後10年後は？

南副会長：事業継続に必要な人数として600名を目指していきたい。

50～60代がボリュームゾーンとなっており、20年後には引退していく。

若手が不足しているという現実には存続危機でもある。大阪では準会員制度を設けており、準会員から正会員へ全員が移行してもらえる仕組みづくりを展開している。楽観視はできないが5年後には横ばい、10年後には上昇に転じることを期待して活動している。

池邊：他会との違い、入会の動機付けになる具体的な案はありますか。

南副会長：入会金・年会費の検討案が出されることも多いが、過去に会費を下げ会員数が増えるという実績はなかった。入会したからこそ患者数が増えるという、目に見える利益が必要。そのために利用者が研修事業に参加し勉強している先生を選ぶよう誘導するといった仕掛けを考えている。

池邊：擦過鍼の事業継続はしていくのか。

南副会長：日本擦過鍼協会自体の活動は継続している。大鍼会とのコラボレーション事業は一定程度の成果を得たということで今回は事業から削除している。

2. 西義貴先生より 鍼灸師の立ち位置について

南副会長：鍼灸師はその時々によって医療従事者として扱われたり、そうでなかったりする。原因として医療法では医療従事者ではなく、社会通念上では医療従事者としての扱いをされているためである。厚労省「広告のあり方検討委員会」にお

いて、鍼灸は「治療」ではなく「施術」という表現を用いている。疾病の寛解治癒を目的に施術することを日本語で表現するならば「治療」ではないのかと反論したが、明確な回答はなかった。行政官からは「鍼灸師が専門職や保険者から信頼を勝ち得ているかが大きな問題点ではないか」との指摘があった。現在受療率が4%という点を考えると、業界内だけの判断ではなく、客観的にはどういう評価を得ているのかに目を向ける必要がある。鍼灸師と世間の認識、国内での立場、現状そこには大きな齟齬がある。各個人の資質について問題はないと考えるが、業界として電子カルテ申請もなく他の医療従事者や地域医療の中に入り共通言語で話ができる状況とは言えない。資質の問題、世間からの評価、法整備の問題が複雑にからまり現在の状況を作っているということを理解していただきたい。

では、対策としてどうするのか。国会議員へのアプローチ、医療従事者団体の懇談会や協議会への出席や資料提供や議論継続、厚労省に対して日本の伝統医療政策や位置づけをどうしていくのかの詰問、等々、引き続き各種団体へのコンタクトは取り続けている。日鍼会としては伝統医療の先進国として、貧者の医療である鍼灸を海外へ普及させたい。そのためにも海外からの支援者を作ることが必要とされ調査を進めている段階である。社会保障費の削減が必要とされる日本の行政に対して、予防医学を得意とする鍼灸師が関わることでの有用性をどれだけ示せるのか、電子カルテ化しビックデータを解析し数字で示す必要がある。

今後の展望。電子カルテ化されデータ収集が可能となり、解析から鍼灸がどの疾患にどれだけの効果があるのか、医療費削減を担うに有効な医療であるのかが明確となれば、あはき法の法整備がなされるであろう。医師や他の医療団体とも連携するためにはその要望に耐えうるだけの人材を確保する必要がある、会における研修事業なども鍼灸師の質の担保を保証するものとして必要な事業である。諸々の活動各方面からアプローチは全てリンクするものとみなし中央団体と地方団体は活動が続けているが、その効果が現れるのはまだ先になるであろう。

3. 茨城地域 比村先生より 理事への立候補規定について
久保理事：理事会で議案に挙げ検討します。

議長：皆様のご協力により、滞りなくすべての議案審議が終了いたしましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

議長団降壇

10.閉会の辞 副会長 堀口 正剛

これをもって令和4年度第59回定時会員総会を閉会致します。
ありがとうございました。